依智の

三日の正午であった。佐渡の領主武蔵守宣時の代官人の本間六郎左衛門の屋敷である。 文永八年九月十三日、鎌倉の竜の口から相州の依智に大聖人は移られた。依智についたのは十

どけよと命令して、その場より姿を消してしまった。 斬首の直接の命令者であった平佐衛門は、刑場での異変におどろくと、相模の依智に大聖人をと た引卒者はいず、大聖人か一行の主人のような様子で依智に到着した。 この依智に着く道中が変わっていた。警護の武士が、 大聖人をとりまいていたが、 竜の П の刑場で、大聖人 はっきりし

宣時 のことが鎌倉中の人びとにいろいろな噂を生んだのを恐れてのことであったろう。 と称してこれまた、鎌倉を逃げ出していったのである。恐らく責任を回避するのと、 それよりもっと悪いのは、大聖人を斬首せよと強い命令を出して、時宗までも動か (佐渡の領主) が、犬聖人の首が竜の口で斬れぬと知ると、十三日 の朝早 · 々に、 熱海 しかし、熱 大聖人斬首 した武 に入湯 蔵

海にほとぼりを逃がれたとはいえ、この宣時は、大聖人斬首の考えは捨てなかった。

かえって竜

人を捕えてみると、これが律宗や念仏宗の人びとであったのは皮肉であった。しかしこの流言の 弟 カコ に 0 子が、 ら念仏門徒に命を発して、 口の命令者であった平左衛門が、眼前に大聖人さまの威にうたれて、その後流罪説をとるよう なったのだが、 あるいは遠島にしろとか、鎌倉から、日蓮の弟子は追い払え等々の命令を発したのだが、犯 お上をうらんでの仕事であると流言して、 宣時はあくまで斬首を主張してやまなかった。自分の主張を通すために、 鎌倉の街に火をつけよとか、殺人事件なぞを起して、これ 日蓮の弟子は全部首を斬らなければ は 日 けな 蓮

まれていたとはいえ堂々たる態度であった。 直接の命令者が、以上のような次第なので、依智に来た大聖人は、 警護の侍にとり かこ

坂部入道、伊沢入道等々が、土の牢におしこめられたのは有名な話である。

日朗、

あったのだから驚く。 カコ :大変であったろう、 依智の本間の屋敷につくと早々に「やあご苦労だった。昨夜の夕方から、 一杯のんでくれ……」と、その労をねぎらったのは、 この昼まで、 ほかならぬ大聖人で なかな

あろう。 「酒とりよせて、 大聖人と同行した四条金吾が直接の世話にあたって、 もののふ共にのませてありしかば」と種 々御振舞抄にあるのがこれである。 警護の人々に、 酒をふるまったので

の人々の頭の中に浮かんだものはなんであろうか。 松葉谷の草庵では、 平左衛門尉頼綱に

せと、 向かって、今、日本国の柱を倒すものは平左衛門尉なりと叱陀し、 鎌倉八幡宮の社頭では、八幡大菩薩こと起請を用いぬ神である。いそぎいそぎ、 神にその使 命をせまった人。 馬の口にとりすがって泣く鎌倉武士に、これ程 頼綱を犯人なりといい放った の喜びを笑え 約束を果た

よかし、

この数年が

間願いつることこれなりと、

斬首を眼前にして人をはげます死身弘

法

の精

古今東西いった人があるであろうか。これは人ではない、仏さまだ、仏さまでなければ振舞えな くれている 刑場に至っては、夜あけなばみぐるし、首きるべくは急ぎきるべし。こんな言葉を刑場 その後姿をみせぬではないか。そのまた上司は熱海までも逃げさっている。 のは大聖人である。 しか ŧ あれ程苛酷にあたったわれわれに、ご苦労であったと、今酒 われわれ の直接の命令者だった平左衛門尉は、 昨 夜 の刑場での異 『を振 舞って

で 緊張の度がほぐれて警備の人びとは、やがて庭先きで、がやがやといい出したが、 警備 の侍は、四条金吾の、大聖人さまの意を帯した酒の振舞いに、すっかり酔ってしまった。 誰かが大きな声

「南無妙 法蓮華経」 と唱え出すと、三、四十人の侍か両手を合せて、 部屋の奥なる大聖人に向

て一勢に題目を唱え出すのであった。題目 の武士が、真青な顔をして大きな声でいった。 の声が高くなるにつれて感激が共鳴していった。

に酔ったからいうのではないぞ。酒に酔うと、 本当のことをいうというから、その点では俺

75 依智の

こうやって拝んでみると、その尊さに俺はうたれて口がきけないのだ、 5 は 少し酔っているかも知れないが、俺は、 本当のことをいうと、どんなに悪い坊主かと思っていたのだ。ところがどうだ、今、 俺達の信じておる阿弥陀さまの悪口をいう坊主だか 俺は念仏をたった今すて 眼 前に

に、 を出して、ぷっつりときるものが沢山に出てきたのであった。なかには筆と硯をかりてさっそく この南無妙法蓮華経をきくと、俺も念仏をすてたぞ、俺もすてたと、火打袋から、 只今よりは、念仏を申しませぬと誓状を書いて、大聖人に直接渡す人も出て来た程であっ 念仏の数珠

鎌倉からついてきた警護の侍は帰り始め、四条金吾も帰っていった。 時がすぎたので、この家の主人本間六郎左衛門の家来が、大聖人を警備することとなっ

た。

る。

南無妙法蓮華経、

南無妙法蓮華経

臣、 斬首か この日の午後八時すぎであった。上使の早馬が、本間の屋敷についた。すわこそ、 有 馬尉というのが、 と警備 0 待が 騒いだが、それは実は吉報であった。 使者が立ち帰ると、 大聖人の居間に走ってきて平伏して告げるのであっ この屋敷の主 人本間六郎 再び大聖人 左 衛 門 の家

はなくて、お喜びの知らせであります。只今鎌倉からの使者の赴きによりますと、大聖人さまに 「大聖人さま、吉報でございます。今夜こそは再び首斬れとの使者かと思いましたのに、そうで

す。この命令はみな時宗公直々に出ておる御命令でございます」 えてはならぬとの厳命でございますから、ご安心下さいませ、もっとくつろいで結構でございま は罪はない、今しばらくしたら赦免になるとのことでございます、そして、これに危害なぞは加

と叮重なものであった。

けてきたこと。そしてこれよりその立文をもって熱海に行くのだが、 下が、はやまって大聖人に危害なぞを加えてはいけないから、鎌倉から四時間程かかって駈けつ 到着はいずれ真夜中になる

そして、大聖人のあづかり手となる武蔵守宣時が、今朝熱海にいってしまったので、宣時の配

大聖人を警備する人びとの間に、どっと歓声が湧いたのも無理はない。

であろうとのことであった。

き人なり、今しばらくありてゆるさせ給うべし、あやまちしては後悔あるべし」という立文のご では、昨日は、竜の口で首を斬られようした天下の大罪人が、何故今日は、「この人はとがな

とき変わり方になったのであろうか。

め且つは領内の悪党をしずむべきものなり、仰せによって執達件の如し、 そく器用の代官を、薩摩国阿多北方にさし下し、守護人と相伴って、且つは異国の防禦を致さし 「蒙古襲来すべきの由、そのきこえあるの間、御家人等を鎮西に下しつかわすところなり。 この立文は北条時宗直々にでたものであろう。この日すなわち九月十三日に、 前述のごとく さっ

177

智

依

里

相模守時宗在判

政村在判

阿多北方地頭殿

という、島津文書に残る、蒙古襲来に対する戦争用意の命令書を出しておるのである。

大聖人に対して「この人はとがなき人なり」との立文が、その日の夕方、依智の屋敷に到着し

たのは実に当然なのである。

か。時宗は大聖人を許すように決心したのである。 過酷な政府当局といえども、それを無にして、蒙古襲来の戦争準備が出来る筈がないではない の伊東に三か年の流罪生活も送り、そのために、竜の口に斬首されようとした人である。い 大聖人こそ文応元年より十二か年の間、蒙古襲来を唱えておった人であり、そのために、 かに 伊豆

うか。 時宗の意見が通らなかったのと、大聖人のあずかり人となった武蔵守宣時の策動が効を奏

だが、依智におること二十八日間、十月の十日には依智を立って佐渡に向ったのは

何故であろ

したのである。

宣時は、鎌倉中に放火殺人等の騒乱を起こさせ、大聖人の弟子檀那二百六十余人の名をつらね 流罪、追放等の処置に出ようとしたことは、前に一寸ふれておいたところである。

これでは、時宗も大聖人を許すことは出来ない。 ついに佐渡に大聖人は流罪となったのであ

る。

だが、 依智に二十八日間も大聖人がおったのはいかなる故か、恐らく、 評定衆でも、 すぐ大聖

人を佐渡に流すことが決定しなかったとみえる。

者である、趙良弼が筑前の今津に文官二十四人の家来をつれて上陸したのである。趙良弼 大聖人が、依智にあづけられてから、一週間目の九月の十九日には、蒙古からの第三回目の使 は前二

回の使者が、反牒もなく追いかえされているのにこりて、国書を唐櫃に納めてその上を金鎖でし

ばりつけていた。

そして太宰府の役人にだんことしていい放ったのである。

ば、そのまま、もって帰れとの厳命を受けてきたのである」 「この国書は、蒙古王から帝王にたてまつれ、それが駄目なら時の将軍に直々渡せ、 しからざれ

大宰府の役人は

「異国の人が、朝廷に参上したためしは、日本国には全然ない。 国書の趣きを承け給わりたい」

とこれも頑として応対した。

都についたのが、十月の二十三日であった。大聖人の依智出発は前述のごとく十月の十日であ

趙良弼も仕方がなくその写しを渡したので、太宰府の手を経て、第三回目の国書の写しが、京

依

智

里

う世情である。 趙良弼のてんまつについては後述するが、蒙古の第三回目の使者はくる、 大聖人に対する処分は、 評定衆でなかなかきまらなかったのは 応戦 (T) 当然 準備 であ は する

さて依智についてはもう一つ述べねばならぬことがあるが、 その反面、 武蔵守宣時の策動が効を奏して大聖人は流罪ということに決定したのである。 それは種 夕御 振 舞御言 にくわ

から、

それを引用する

け、 立てし天ぞかし(月天子は名月天子として、昔、 に、 のことをさす)急ぎ、悦びをなして、 にたち出でて、 「その夜は十三日(九月十三夜で、後の名月の夜である)兵士ども数十人、坊のあたり、ならび 嘱累品にして仏にいただきをなでられまいらせ「世尊の勅の如く当に奉行すべ 抑 末法に於いて、 此 大庭にならび居て候ひき、 日蓮なくば、 の娑婆世界で法華経を弘めよ、 今の月天 三度も仏勅をうけ、 月に むなしくてこそおはすべけれ。今かかる事、 法華経の行者を守護致しますと誓いを立てた。 は法華経 向 い奉りて、 の御座につらなりまします名月天子ぞかし、 嘱累品 九月十三日の夜なれば、 自我 法華経の行者にもかはり、 では もし自分が 渇 少 秋尊か ノタよ み 釈尊の法華経説法 ら三度まで、 奉つり、 弘めることが 月おういにはれてあ 諸宗 頭をなでられて 出来 の 勝劣、 仏勅をも果たして、 出来せば 月天子ではない なけ の座につらたって、 れば、 法華 宝搭 (大聖人の竜 経 りし 法華 品に の文あ 釈 に、 か。 尊 し」と誓状を 経 L こて仏 らあ 夜中 誓言の の仰 0) 仏 ō 行 釈 尊 勅 П せ 者 に しる 法 前 を守 を受 申 大庭 0 0 如 滅 難 0

5 士ども、皆えんよりとびおり、或は大庭にひれ伏し、或は家のうしろに逃げぬ。やがて、即ちそ そのしるしにや、天より明星の如くなる大星下りて、 王経には「三十三天各々瞋恨を生ず」とこそみえはべるにいかに月天いかに月天と責 V になくしては、鎌倉へも帰らんとも思わず。しるしこそなくとも、嬉し顔にて澄み渡らせ給うは しをばとげさせ給うべし。いかに、今しるしのなきは、不思議に侯ものかな、いかなる事も、 かに。 大いなる鼓を打つが如し………」(全集九一五ページ) かきくもりて大風ふききたりて、江の島のなるとて(江の島の海のなる音)空のひびくこ 大集経には 「日月明を現せず」と説かれ、仁王経には「日月度を失う」とか 前の梅の木の枝にかかりてありしか んめし カコ れ、 がば、兵

カュ ば、 最勝

玉

